

乗降設備の現状検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

乗降設備の現状検査に関する事項

改正理由

乗降設備に関して、本会は、SOLAS 条約第 II-1 章第 3-9 規則及び MSC.1/Circ.1331 に基づき関連規定を定め、年次及び中間検査時においては現状検査を、定期検査時においては現状検査及び効力試験を実施している。

この現状検査に関して、船側はしご及びギヤングウェイにあつては、詳細な検査により現状を確認することが MSC.1/Circ.1331 で要求されていることから、今般、MSC.1/Circ.1331 と整合を図るべく関連規定を改めた。

改正内容

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に設置される船側はしご及びギヤングウェイの現状検査においては、詳細な検査を実施するよう改めた。